

## 【指定要件】

次の（１）の共通事項と、（２）～（４）のそれぞれの医療機関の種類に関する事項を満たした医療機関を指定します。

### （１） 共通事項

- ① 「指定自立支援医療機関（精神通院医療）療養担当規程」に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関であること。
- ② 各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフの体制があること。

### （２） 病院・診療所に関する事項

- ① 担当しようとする精神医療について、診断や治療を行うにあたって十分な体制を有しており、適切な標ぼう科が示されていること。
- ② 指定自立支援医療を主として担当する医師が以下の要件を満たすこと。  
（ア）当該指定自立支援医療機関に勤務（非常勤を含む）している医師であること。  
（イ）保険医療機関における精神医療についての診療従事年数が、医籍登録後通算３年以上あること。診療従事年数には、てんかんについての診療を含み、臨床研修期間中に精神医療に従事していた期間も含まれます。

### （３） 薬局に関する事項

- ① 複数の医療機関からの処方せんを受け付けていること。
- ② 十分な調剤実務経験（１年以上）のある薬剤師を有していること。
- ③ 新規開局する保険薬局の場合、当該薬局における管理者（管理薬剤師）が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理者としての経験を有している実績があり、かつ、当該薬局に十分な調剤実務経験（１年以上）のある薬剤師を有していること。

### （４） 訪問看護事業者等に関する事項

- ① 「指定自立支援医療機関（精神通院医療）療養担当規程」に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために必要な職員を配置していること。